

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月3日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

愛媛県八幡浜庁舎環境衛生管理業務委託 一式

#### (2) 業務の内容

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (4) 業務実施場所

愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜庁舎

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(3) 入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間内にない者であること。

(4) 愛媛県内に本店のある者のうち、南予地方局管内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に基づく登録業者であること。

(6) 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有していること。

### 3 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布等

(1) 入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号  
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ  
(愛媛県南予地方局八幡浜庁舎4階)  
TEL : 0894-22-4111 (内線210)  
FAX : 0894-24-6271

(2) 入札説明書等の配布期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月10日(月)までの受付時間(土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

4 入札参加資格の確認の申請

入札参加者は、入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付して提出し、2に掲げる入札参加資格について確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

持参又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により、3(1)に掲げる場所へ提出すること。なお、郵便の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。また、封筒に件名、開札日及び商号又は氏名を記入するとともに、「入札参加資格確認申請書在中」と朱書すること。

(2) 提出期限

令和7年3月10日(月)午後5時15分まで(郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)の場合も同様、同日午後5時15分必着)

(3) 結果の通知

申請者には、令和7年3月17日(月)午後5時15分までに次の事項を記載した確認結果を通知する。

- ① 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- ② 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

5 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和7年3月18日(火)午前9時30分  
場所：愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号  
愛媛県南予地方局八幡浜庁舎4階研修室

(2) 入札書の提出方法

- ① 入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。
- ② 郵便、加入電話、電報、ファクシミリ等の方法による入札は認めない。

(3) 開札

入札終了後、直ちに(1)の場所で行い、原則として入札参加者が立ち会うものとする。

る。

## 6 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

## 7 入札の無効

2 に掲げる入札参加資格のない者又は入札の条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

## 8 落札者の決定

- (1) 愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき金額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない本県職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (4) この業務は、「愛媛県南予地方局維持管理業務委託低入札価格調査実施要綱」第 3 条に規定する調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は同要綱第 4 条第 2 項に規定する期限までに、入札説明書に定めるところの資料を 3 (1) に掲げる場所へ持参して提出すること。
- (5) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査終了後に入札結果を通知するものとする。

## 9 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

## 10 契約書の作成

落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。

## 11 その他

- (1) 当該入札は、令和 7 年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件で実施する。
- (2) 入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方が負担するものとする。
- (4) その他、当該入札の詳細は「入札説明書」による。

添付ファイル

- 1 入札説明書
- 2 入札（契約）保証金について・入札（契約）保証金免除申請書
- 3 入札参加資格確認申請書
- 4 契約書（案）
- 5 仕様書
- 6 様式（質問書、委任状、入札書）
- 7 代理入札の注意事項
- 8 愛媛県南予地方局維持管理業務委託低入札価格調査実施要綱